

大阪市告示第1705号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

令和6年12月12日

大阪市長 横山 英 幸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年12月27日

- 2 下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

下水を排除する区域及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及び名称
区名	町名	摘要	
此花区	夢洲中1丁目	一部地域	此花区西島5-10-62 此花下水処理場
此花区	夢洲東1丁目 地先	一部地域	此花区西島5-10-62 此花下水処理場

- 3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式とする

- 5 関係図面を縦覧に供する期間及び場所

縦覧期間 令和6年12月12日から2週間

縦覧場所 大阪市住之江区南港北2-1-10（ATCビルITM棟6階）

大阪市建設局下水道部調整課

(建設局総務部経理課)